

-令和元年度 浜松市企業のCSR活動表彰-

CSR活動(社会貢献活動)

に取り組む企業を表彰します

自薦・他薦を問わず、募集します！

浜松市では、令和元年7月に「浜松市市民協働を進めるための基本指針」を改訂しました。指針では、市民、市民活動団体、事業者及び市が社会を支えることに関心を持ち、行動を起こすという、多様な主体に

よるまちづくりの実現を目指しています。企業による社会貢献活動を広げていくため、CSR活動（企業の社会貢献活動）に積極的に取り組む企業を表彰します。
ぜひ、ご応募ください。

1 募集部門

ローカル活動部門、ソーシャル活動部門の2つの部門があります。

(1) ローカル活動部門

地域的な社会的課題の解決に資する活動に積極的に取り組んでいる企業又は事業所

＜受賞事例（抜粋）＞

- 平成28年度…地元の消防団、PTA、自治会等の長に従業員が就任し、地域活動に積極的に参加
- 平成28年度…自治会の行事（敬老会、浜松まつり等）での協賛や地域の清掃活動に参加
- 平成29年度…自治会所有の防犯灯の清掃活動を実施
- 平成30年度…地域の健康寿命日本一を目指し、健康セミナーやラジオ体操等を開催

(2) ソーシャル活動部門

広域的又は総合的な社会的課題の解決に資する活動に積極的に取り組んでいる企業又は事業所

＜受賞事例（抜粋）＞

- 平成29年度…エコキャップ、ブルタブの寄付による、ポリオ撲滅運動や福祉事業所への支援
- 平成29年度…中学生の職場体験学習を受け入れ、児童の健全育成を推進
- 平成30年度…外国籍の若者向けに職場体験プログラムを実施
- 平成30年度…市内の学校に出向き、科学実験を授業の一環として実施

※これまでに受賞したCSR活動の詳細は、浜松市ホームページで紹介していますので、ご覧ください。

※活動を開始して間もない取組みも応募することができます。

2 表彰の種類

一定の評価を得た取組みを入賞とし、その中から優秀賞、特別賞、市民協働奨励賞の3つの賞を選考します。

- ◆優秀賞◆ 特に優秀であると評価された取組み（上限5社）
 - ◆特別賞◆ 先駆的又は斬新な活動を行ったと評価された取組み
 - ◆市民協働奨励賞◆ ローカル活動部門のうち、地域の団体（自治会等）との協働による取組みで、地域の評価も高く、特に他の模範であるとされた取組み



*優秀賞、特別賞、市民協働奨励賞の重複表彰はありません。

※選考の結果、受賞者となった企業又は事業所には、表彰状を贈呈いたします。なお、優秀賞、特別賞及び市民協働奨励賞には、市長から表彰状を贈呈します。

3 応募要件

次の①～⑤の条件を全て満たす企業又は事業所

- ① 浜松市内に所在する企業又は事業所（本社が浜松市内になくても可）
 - ② 営利を目的とした者（企業組合を含む）又は法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第7号に定める協同組合等であること
 - ③ 市税の滞納がないこと
 - ④ 市民税・県民税の特別徴収義務者指定を受けていること（浜松市内に住む給与所得者を雇用している場合）
 - ⑤ 過去に同種の取組みで本表彰を受賞していない企業又は事業所であること

※事業所（支店や営業所等）単位での応募が可能です。事業所が異なれば、同じ企業でも複数の事業所から申し込むことができます。

※過去に本表彰を受賞した企業は事業所であっても、受賞したCSR活動と違う活動であれば応募することができます。

4 応募方法

企業又は事業所自ら応募(自薦)するか、自治会等その他の団体からの推薦(他薦)により募集します。次の書類を郵送又は直接、市民協働・地域政策課へ提出してください。なお、書類の返却はいたしません。

(1) 自薦による応募

- ① 申込書（第1号様式）
 - ② 【法人の場合】履歴事項全部証明書（または企業の登記事項を証明する書類）
【法人でない場合】代表者の身分（身元）証明書及び登記されていないことの証明書
※写し可。申請時前6ヶ月以内に発行されたものであること。
 - ③市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し【浜松市内に住む給与所得者を雇用している場合】
 - ④会社案内、パンフレット等の事業内容がわかる書類
 - ⑤その他、活動の様子が分かる資料や写真等

(2) 他薦による応募

- ① 推薦書（第2号様式）
- ② 推薦承諾書（第3号様式）
- ③ (1) に定める②～⑤の書類

※書類の様式等は、浜松市ホームページからダウンロードすることができます。

募集期間：令和元年9月5日（木）から10月31日（木）まで（必着）

※直接、持参する場合は、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

5 受賞者の選考

(1) 選考方法

浜松市市民協働推進委員会委員による選考を経て、受賞者を決定します。

※選考にあたり必要な調査にご協力いただきます。

必要に応じて追加の資料の提出の依頼や、ヒアリングを実施する場合があります。

(2) 選考基準

選考事項	要件	評価
1 活動のきっかけと目的	<ul style="list-style-type: none">・活動のきっかけは何か・社会にどのように貢献する目的や意識で活動しているか・受益者は誰か	
2 実施体制	<ul style="list-style-type: none">・組織として、活動する社員を支援しているか・参加する社員の意識はどうか・継続性がある若しくは見込めるか又は新規性や先駆性があるか・実施したCSR活動の振り返りをし、次の活動に活かす取組みをしているか・組織内において、CSRに関する社員教育や普及の取り組みをしているか・SDGs（持続可能な開発目標）との関連性があるか	左記の選考事項につき、2については20点満点、その他については10点満点とし、合計50点満点で評価します。
3 効果	<ul style="list-style-type: none">・活動により、社会にどのような効果があったと考えるか（地域社会や将来世代に関する社会的課題の解決等）・活動により、企業又は事業所自身に効果はあったか（社員教育、新しい市場への挑戦等）・地域からの評価が高く、他の模範となる取組みであるか	
4 他機関との協働の状況	<ul style="list-style-type: none">・受益者や活動のパートナーと、コミュニケーションを取りながら活動しているか	

※受賞候補者となった企業又は事業所には、市税完納証明書を後日提出していただきます。

(3) 選考結果

応募企業又は事業所には、結果を書類でお知らせするとともに、市ホームページにて公表します。

受賞者の取組みは、広く市民や他の企業等に知っていただくために、市のホームページで紹介します。また、市及び市民協働センターが主催する市民協働に関するイベント等でPRします。さらに、市が定める『社会貢献活動に取り組む企業ロゴマーク』が使用できます。

《社会貢献活動に取り組む企業ロゴマークについて》

ロゴマークを名刺や企業を紹介するパンフレット等に使用していただくことで、貴社の社会貢献活動の取組みを広くPRすることができます。



◆お客様やお取引先様からも受賞のお祝いのお言葉をいただきました。受賞したこと、地域貢献活動をより積極的に取り組みたいという社員の想いも高まり、「平成30年度青少年の体験活動推進企業表彰」では文部科学大臣賞を受賞させていただきました。

◆日頃の活動が評価されたものと社員一同誇らしく感じています。表彰内容はホームページを通して周知しており、企業のイメージの向上に繋がっています。



《お問い合わせ・応募先》

浜松市 市民部 市民協働・地域政策課 (市役所本館3階)

住 所：〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2

TEL : 053-457-2094 FAX : 053-457-2750

E-mail : shiminkyodo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

浜松市ホームページ： [浜松市CSR活動表彰](#) で [検索](#)